

# 経済労働局危機管理推進委員会設置要綱

平成17年1月31日

16川経庶第873号

## (目的及び設置)

第1条 経済労働局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、経済労働局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

## (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、経済労働局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、局の危機管理を総括する産業政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

## (会議等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、産業政策部庶務課において行う。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日17川経庶第382号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表（第3条第4項関係）

委 員 長	経済労働局長
副 委 員 長	産業政策部長
委 員	経営支援部長
	観光・地域活力推進部長
	イノベーション推進部長
	労働雇用部長
	公営事業部長
	都市農業振興センター所長

	中央卸売市場北部市場長
	産業政策部庶務課長